

「足場の組立て等作業主任者技能講習」開催のご案内

大阪労働局長登録教習機関(登録第1号)
 登録満了日 令和11年3月30日
 公益社団法人 大阪労働基準連合会
 適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

本講習は、労働安全衛生法第14条に基づく作業主任者の資格を取得するための講習です。
 次の要領で「足場の組立て等作業主任者技能講習」を開催しますので、この機会に是非受講されますよう
 ご案内いたします。

- 1 受講対象者 次のいずれかに該当する者 **※3枚目の表をご参照ください**
- (1) 足場の組立て、解体又は変更の作業に関する作業経験3年以上の者
 (2) 大学、高専又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、
 その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業経験を有する者

※1作業経験については、事業場を代表する者の印(役職名が入った印)と本人の署名が必要です。
 事業場を代表する者(社長、支店長、工場長、営業所長等)、又は作業経験を管理する部門の長
 (人事部長・総務部長等)、個人企業にあつてはその事業主個人の職名・氏名で行って下さい。
 ※2「作業の経験年数」が平成29年7月1日以降を含めて必要経験年数を満たす場合、又は、平成
 27年7月2日以降足場の組立て等の作業を新たに始めた場合は、足場の組立て等特別教育修了
 証(写し)を添付して下さい。

- 2 受講料金 **17,545円** (テキスト代含む)
 内訳【受講料 14,000円+消費税(10%) 1,400円、テキスト 1,950円+消費税(10%) 195円】

※振込先 三井住友銀行 京阪京橋支店(店番 139) 普通 1741405
 名義: 公益社団法人 大阪労働基準連合会
 (振込手数料はお客様負担となります)

- 3 講習科目及び時間 ※時間割は都合により振替わることがあります。

[全2日コース]

講習日程	時間割	科目
第1日	8:55 ~ 9:00	オリエンテーション
	9:00 ~ 12:15	足場の組立て、解体又は変更等の作業主任者の役割 足場の種類 足場の組立て等の作業の計画及び足場の倒壊等の安全対策
	13:05 ~ 17:25	各種足場の組立て、解体及び変更の作業
第2日	9:00 ~ 12:15	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する事項
	13:05 ~ 16:20	効果的な教育・指導の方法 関係法令
	16:30 ~ 17:35	修了試験

4 講習会場

エル・おおさか(大阪府立労働センター)南館11F 大基連講習会場
大阪市中央区石町2-5-3 ☎ 06-6942-7401
※地下鉄・京阪電鉄天満橋駅下車 西へ300m



5 定員

32名

6 修了証の交付

所定の科目を受講し修了試験合格者に、最終日にお渡します。

【ご注意】

- (1) お申し込みは、講習日の3か月前の9時より「インターネット予約」からご予約ください。
- (2) 予約されましたら、『申込方法』に沿って手続きをお願いします。
- (3) 予約の有効期限(予約日より2週間)以内に申込手続きを完了されない場合は、予約が無効となりますので、ご注意ください。
- (4) 申込成立後は理由の如何にかかわらず、受講料(テキスト代含)の払戻はできません。
- (5) 申込成立後の日程変更はできません。
- (6) 受講者変更(1回のみ)は講習初日の1週間前までに連絡してください。

足場の組立て等作業主任者技能講習 受講資格

質問①

平成29年6月30日までに、
18歳以上の年齢で、足場の組立、
解体又は変更の作業を、3年以上
経験されていますか？

はい

いいえ

受講可能です



WEB予約へ



質問②

足場の特別教育(従事者教育)の
6時間教育を受講していますか？

はい

いいえ

質問③

受講後、3年以上の実務経
験がありますか？

はい

いいえ

受講可能です



WEB予約へ

現時点では受講
できません

※実務経験の開始日は、
修了証発行日の翌日です。

※足場の特別教育(従事者
教育)を受講後、3年以上
の実務経験が必要です。

※「足場の特別教育」免除対象の方、猶予期間(H27.7.1~H29.6.30)に18歳以上で作業
に従事されていた方などは、一部受講可能な場合もございますので、大阪労働基準連合会
事務局(TEL:06-6942-7401)までお問合せください。